

意見書（案）第27号

香害をなくすための施策を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	野 村 羊 子
賛成者	〃	大 城 美 幸

香害をなくすための施策を求める意見書

近年、合成洗剤・柔軟剤・芳香剤などの家庭用品、パーソナルケア用品に含まれている香料成分による健康被害、いわゆる「香害」が社会問題となっている。

香りの成分に含まれる微量の化学物質によって、頭痛や吐き気や下痢などの体調不良が引き起こされる「化学物質過敏症」に苦しむ人が増加している。特に問題なのは、香料のマイクロカプセル化によって「移香」が起きることである。スーパー等の店頭の商品に「移香」し香りが充満しているため入店できない。宅配業者の衣類から段ボール箱への移香や、人の往来が激しい場所や芳香剤を使用するトイレ等での自分の衣服への移香があり、自分が避けようとしても生活の中に目に見えない形で入り込んでくる。不登校の理由が香害のために教室に入れないからという子どもたちもいると聞く。

香害について、独立行政法人国民生活センターや全国各地の消費者センターにも相談の声が寄せられているほか、「香害をなくす連絡会」のアンケート調査では、人工香料により具合が悪くなった人が全国に7,000人以上いることが分かっている。健康影響が深刻な被害者は、仕事や学業を続けることはおろか、毎日の生活を当たり前のように送ることすら困難な状況となっている。さらに、被害者が体調不良を抱えていながら、周囲の理解を得られず人間関係を失ったり、人生の目標を喪失したりするという極度の精神的苦痛を強いられるという実態が相談として寄せられている。そのような被害の深刻さが周知されていないため、新たな被害者の発生を防ぐことすらできていないのが現状である。

香りを発生させる合成香料や樹脂製マイクロカプセルといった成分は、思いもよらない形で誰の体にも健康被害をもたらす危険性があり、大気汚染・水質汚染・マイクロプラスチック問題など様々な環境問題にもつながっている。このような深刻な被害の実情は決して看過されるべきものではなく、早急に対策を講じることが必要である。

2021年8月に消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の連名で、香り製品の自粛を求めるポスターを作成、発行したものの、その認知度はいまだに低く、周囲に理解してもらえないなどの悩みの声も上がっており、さらなる社会的な解決が必要である。

香害を根本的になくすための施策は被害者のためだけでなく、持続可能な環境対策にも通ずる現代の社会に必要不可欠な公益性を有するものである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、香害をなくすために下記の施策を早急に実施することを強く求めるものである。

- 1 洗濯洗剤・柔軟剤・芳香剤などの家庭用品、パーソナルケア用品について、全ての香料マイクロカプセル技術の使用を中止すること。
- 2 香料及び樹脂製マイクロカプセルの健康・環境への影響とそのメカニズムについて、早急に積極的な調査と研究を行うこと。
- 3 香害による被害実態調査を実施し、被害相談窓口設置等の対策を取ること。
- 4 行政、公共機関、多くの人を利用する店舗や企業に対する「香料自粛」意識定着のための政策及び国民に対する「香料製品使用時の注意喚起」を積極的に行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち